

みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターにおける 短期託児施設利用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、県が設置する「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター（以下、「センター」という）」の利用者がセンターの利用のために短時間の託児サービスを使用した際の経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

一時預かり事業 保育所に入所していない未就学児について、保護者が一時的に保育をできない場合に、保育所等が半日又は1日単位で保育を行う事業

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、県内居住者であって、センターが実施するキャリアコンサルタントや各種セミナーを利用し、その利用のため自らの子について一時預かり事業等を利用した者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表2に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、補助対象事業実施日から2ヶ月を経過した日又はセンターを利用した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに県に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
(1) 補助対象経費を支払ったことが証明できるものの写し。

(2) 住所地を証明できるものの写し。

(交付決定)

第7条 知事は、交付申請書の内容が適当であると認められるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 第6条に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第7条に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表1 補助対象事業

補助対象事業	<p>センターが実施するキャリアコンサルタント、各種セミナーを利用した際（Webでの参加を含む）に、保育所等が行う一時預かり事業等に自らの子の保育を依頼した場合。</p> <p>○対象となるのは、キャリアコンサルタント、各種セミナーの利用時間及びこれに要する移動時間とする。</p> <p>○保育所等が行う一時預かり事業のほか、短時間の保育を行う事業であって、県が利用を認めた事業を利用した場合も補助対象とする。</p> <p>○すでに、保育所・幼稚園等に入所（園）している場合で、当該保育所等で保育を行う際の費用は対象としない。 （当該保育所等が休所（園）の日にキャリアコンサルタント等を受ける場合で、一時預かり事業を利用する場合には対象となる）</p>
--------	--

別表2 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	一時預かり事業の利用料として保護者が負担した費用（給食費、おやつ代等の食料費を除く）
補助率（※）	10 / 10（ただし、100円未満切り捨て）
センター利用1回あたりの補助限度額	一時預かりを利用した子ども1人あたり3,000円
年間補助限度額	センター利用者1人あたり年間12,000円
補助限度回数	同一年度内ごとに、補助限度額に達するまで何回でも申請可能

※ 各種ポイント等を利用した支払は対象外とする。

※ 国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。